経済産業省 自動車課

# 公正取引委員会・中小企業庁共同開催 ~下請法は取適法へ~改正ポイント説明会の御案内

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

今般の通常国会におきまして、令和7年5月16日に下請法・下請振興法改正法が成立し、令和8年1月1日から施行されます。改正に伴い新たな規制・措置が講じられ、これまで下請法・下請振興法の適用対象外であった事業者や取引内容も、適用対象となる場合があります。

つきましては、11月・12月も、公正取引委員会・中小企業庁共同で改正下請法(取適法)及び 改正下請振興法(振興法)についての改正ポイント説明会を開催いたしますので、御多忙の折に 誠に恐縮ではございますが、御出席を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、同説明会は10月に開催した説明会と同一の内容となっております。

記

#### 1. 開催日程

日程①(11 月開催):令和 7 年 11 月 14 日(金)16:00-17:30(説明 60 分、質疑 30 分) 日程②(12 月開催):令和 7 年 12 月 2 日 (火)10:30-12:00(説明 60 分、質疑 30 分) ※説明会の内容は両日程で同一です。

## 2. 開催形態

対面 (定員 200 名) またはオンライン配信 (YouTube Live)

※対面参加の場合、会場は経済産業省本館地下2階の講堂になります。4. のリンクより参加申込フォームに御回答ください。

※オンライン配信の視聴の場合、参加申込は不要です。説明会当日は下記に記載された リンクをクリックし、YouTube Live にアクセスしてください。

#### 3. 次第

- ① 改正下請法(取適法)の改正ポイント説明(40分)
- ② 改正下請振興法(振興法)の改正ポイント説明(20分)
- ③ 質疑応答(30分)

## 4. 申込方法 (対面参加のみ)

下記の申込フォームまたは QR コードよりお申込ください。なお、1社につき最大2名までのお申込とさせていただきます。また、お申込後のキャンセルは原則としてお控えください。

## ①11月14日(金)

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo04/22



11月14日(金)

## ②12月2日 (火)

https://www.jftc.go.jp/training/180/training\_toriteki\_r7.html (※一番下の「12/2 東京」を選択し、お申込みください。)



12月2日 (火)

# 5. オンライン配信の視聴リンク (申込不要)

①11月14日(金) 16:00-17:30 <a href="https://youtube.com/live/6UJfbtBzEiE?feature=share">https://youtube.com/live/6UJfbtBzEiE?feature=share</a>
②12月2日(火) 10:30-12:00 <a href="https://youtube.com/live/w4fSaSC9z48?feature=share">https://youtube.com/live/w4fSaSC9z48?feature=share</a>

#### 【本件担当】

中小企業庁 事業環境部 取引課 (担当:新川・千葉・保田) 公正取引委員会 事務総局 企業取引課(担当:上續・立和田・兒玉)

(問合せ先) TEL: 03-3501-1669